

松阪市議会議長

大平 勇様

平成28年8月1日

報告者 中村良子

研修報告

教育行政基礎講座

新たに始まった新教育委員会制度とは
「小中一貫教育」とチーム学校」の要点と解説



日時 平成28年7月25日（月） 10:00～12:30
14:00～16:30

場所 東京（アットビジネスセンター）

主催 一般社団法人 行政改革推進協会

講師 水野達郎（家庭教育支援センターペアレンツキャンプ代表理事）

受講者 松阪市議会青凜会 中村良子

新たに始まった新教育委員会制度とは

教育委員会制度の歴史

- *戦前の日本の教育制度は国家による統制が強かったと言える
- *戦後、米国教育使節団の報告を受け、日本の教育制度の根本的な改革が進められた。そして昭和23年教育委員会制度が始まった。

教育委員会制度の趣旨

- ①政治的中立の確保
個人的な価値判断や特定の党派の政治的影響力からの中立性
- ②継続性、安定性の確保
学校運営の方針変更等の改革や改善は慎重に進める必要性
- ③地域住民の意向の反映
専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて

教育委員会制度の特性

- ①首長からの独立性
行政委員会の一つ、中立的専門的な行政運営
- ②合議制
多様な属性をもった複数の委員による合議、様々な意見や立場を集約
- ③住民による意思決定（レイマンコントロール）
住民が教育委員会事務局を指揮監督をすることで専門家の判断のみに頼らない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現させる。

*レイマンコントロールとは

行政等を部分的に Layman（専門的知識のない人、素人）へ委ねることを言います。政治家や行政官に全て委ねてしまうのではなく、住民にも意思決定及び指揮を担わせることを目的としています。

レイマンコントロールによって、一般市民の意向やニーズを反映することで、政治的中立や専門家への一任によって生じ得る偏向の防止等が期待できます。現実的には「大局的、基本的な方針」を一般市民により意思決定し、「具体的な事務・運営」は専門の者に委ねる形になります。これの典型的な例が教育委員会制度です。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(長の職務権限)

第二十二條 地方公共団体の長は大綱の制定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関すること
- 二 幼保連携型こども園に関すること
- 三 私立学校に関すること
- 四 教育財産を取得し、及び処分すること
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること

(職務権限の特例)

第二十三條 第二條の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次に各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することができる

- 一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く）
- 二 文化に関すること（文化財の保護に関すること）

2 地方交響団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない

これまでの教育委員会制度の課題

旧制度の4つの課題

- ①地域住民の意向を十分に反映していない
 - ・直接選挙で選ばれる首長との意思疎通や連携に課題
 - ・教育関係者やそのOBを中心に構成され閉鎖的
- ②迅速さ、跨同性に欠ける
 - ・非常勤の教育委員からなる合議体で、会議も月1～2回程度なので、迅速な意思決定ができない
- ③権限と責任の所在が不明確
 - ・教育委員長と教育長との関係が分かりにくい

- ・首長と教育委員会で権限が分散していてややこしい
- ④教育委員会の審議会等が形骸化している
- ・事務局の提出する案を追認するだけの機関になってしまっている
- ・小規模市町村教育委員会の事務処理体制が不十分



教育委員会改革のために、平成27年4月1日「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正

新制度の4つのポイント

①新「教育長」

- ・教育委員長と教育長を一本化した「教育長」の設置

②教育委員会組織改革

- ・教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

③総合教育会議

- ・全ての地方自治体に「総合教育会議」を設置

④大綱

- ・教育に関する「大綱」を首長が策定

*課題①に対して首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

*課題②に対して緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議を招集

*課題③に対して第一義的な責任が教育長に一本化

総合教育会議

- ・首長が招集、原則公開
- ・構成員は首長・教育委員会

- ・協議、調整事項（教育行政大綱の策定・教育の条件整備等重点的施策、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置）
- * 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になり、首長が公の場で教育政策について議論することが可能になる
- * 首長と教育委員会が協議や調整をすることにより、両社が教育製作の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が可能になる

新「教育長」

- * 「教育長」任命の議会同意に際して、教育長の担う重要な職責に鑑み、候補者の資質や能力を十全にチェックする必要があることから、候補者が所信表明を行なった上で質疑を行なう等、丁寧な手続きが望ましいと言える
- * 教育長の任期は3年となった
- * 教育委員会は引き続き合議制の執行機関であり、教育長は教育委員会の意思決定に反する事務執行を行なうことは出来ない

教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- ・ 教育長の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集が可能
- ・ 委員定数の三分の一以上が会議に付議すべき事件を示し会議に招集を請求した場合、会議の招集が可能になる（地教行法14条2項）
- ・ 教育長に委任した事務の管理及び執行状況を報告する義務についての規定を教育委員会規則によって定められる（地教行法25条3項）
- ・ 会議の透明化のため、原則として会議の議事録を作成し、公表される（地教行法14条9項）

所感

教育委員の考え方が教育におよぼす影響力が大きくなるのであらうと考えられる。総合教育会議（公開）において、市長と教育委員会が議論し、公開し、松阪市の教育を推進していくことで議会も市民も松阪市の教育政策について分かりやすくなる。住民の意思、意見を吸い上げての議論がされやすくなる。子どもの育ち、学校力、地域力、家庭力、IT化、コミュニケーション力、ライフスキル教育、学校区など松阪市の将来をになう子どもの教育・育成について、大いに議論し政策に繋がっていくよう期待する。今後とも、議会によるチェックが大切。議員として教育委員会会議等を傍聴しなければならない。

「小中一貫教育」と「チーム学校」の要点と解説

小中一貫教育とは

- ◆教育目標や目指す子ども像、カリキュラムをともに作り上げる取組
- ◆小中学校が目標を共有し、その達成に向け小中学校9年間を通して系統的な活動の展開を要する教育

小中連携

- ◆小中学校がそれぞれ別の学校であるとの前提の下、教育目標やカリキュラムの共通部分について協働する取組
- ◆小中学校がそれぞれの課題解決のために連携して行なう教育であり、児童生徒、教員の交流や合同の活動を通して小学校から中学校への円滑な接続を目指す教育

小中一貫教育 運営形態の違い

義務教育学校

- ・学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行なう「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定し設置することができる（平成28年4月から）

併設型小中一貫校

- ・同一の設置者が設置する小学校と中学校においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる

連携型小中一貫校

- ・設置者が異なる小学校と中学校において、一貫性に配慮した教育を行なうために、小学校の設置者と中学校の設置者が協議に基づき定めるところにより、教育課程を構成することができる

小中一貫教育推進の背景

- ①教育基本法、学校教育法の改正による義務教育の目的・目標規定の新設
- ②近年の教育内容の量的・質的充実への対応
- ③児童生徒の発達の早期化等に関わる現象
- ④中学校進学時の不登校、いじめ等の急増等、中一ギャップへの対応
- ⑤少子化等に伴う学校の社会性育成機能の強化

義務教育の目的・目標規定

教育基本法

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 二 義務教育として行なわれる普通教育は、各個人の能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行なわれるものとする。

学校教育法

第二十一条 義務教育として行なわれる普通教育は教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するために、次に掲げる目標を達成するよう行なわれるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自立、及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、仕様する基礎的な理解と技能を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活に関わる自然現象について、観察及び実験を通じて、化学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技術を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性

に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。



改正によって、「義務教育 9 年間の目的・目標規定」が新設され、9 年間を通じた教育活動の充実に向け、系統性や連続性に配慮した教育に取り組む機運がたかまった。

近年の教育内容の量的・質的充実への対応

平成 20 年学習指導要領改訂における教育の質・量の充実

- ・ 小学校高学年への外国語導入
- ・ 理加教育の一層の充実



- ・ 小中学校の教員が連携した、小学校高学年での専門的指導の充実や、児童生徒とのつまずきやすい学習への長期的視点に立ったきめ細やかな指導に取り組むことが求められるようになった
- ・ 組織運営上の工夫が求められるようになった
- ・ カリキュラムを効率的に組めるようになった
- ・ 学校現場の負担が増えた

中一ギャップとは

- ・ 小学校から中学校に進級した際の、心理や学問、文化的なギャップのこと
- ・ 中一ギャップは不登校の諸問題の原因の一つとかがえられている



中一ギャップの影響もあり、中学1年生で学校内で課題をかかえるようになった

「子ども、学校、家庭」を取り巻く環境変化に伴い、学校に求められる役割が増している

* 小中一貫教育の学校施設に関する留意点

- ・ 公立小中学校の施設費の国庫負担等について
(校舎を新たに建築・・・2分の1)
(既存校舎の改修・・・3分の1)
- ・ 耐震化や統廃合と絡めて国庫負担等を活用・・・一体型、併設型
- ・ 小中一貫教育が学校統廃合目的で利用されるのではという指摘あり・・・小中一貫教育のカリキュラムは用意されているか、保護者や地域住民の理解は得られているか

* 小中一貫教育推進における課題

- ・ 適切な教職員定数の算定
- ・ 必要な施設・設備の整備への支援
- ・ 9年間の学びを地域ぐるみで支える仕組みづくり
- ・ モデル事業等を通じた事例の収集・分析・周知
- ・ 小中一貫教育に応じた学校評価の充実と市町村における評価・検証
- ・ 都道府県による積極的な指導・助言・援助
- ・ 教職員の負担軽減の取組の推進

チーム学校とは

これまで教員が何でもこなしてきた学校組織を、専門家や地域の人たち等の力を取り入れられるような組織に改革しようという考えである。

専門スタッフの力を取り入れ、チームとして様々な課題に取り組むことで、教員が授業に専念出来るような体制づくり。

具体的取組

- ・管理職（校長・副校長・教頭）の資質及び能力向上
- ・習慣教諭制度の充実
- ・事務職員の体制強化
- ・専門スタッフの活用（スクールカウンセラーやソーシャルワーカーの常設や部活動支援員（仮称）の新設
- ・学校のマネジメント機能の強化
- ・人事評価制度の導入
- ・学校における業務改善の推進
- ・教育委員会等による学校への支援



子どもに向き合う時間を増やし、教育力を向上させる

チーム学校を実現するための課題と改善策

①専門性に基づくチーム体制の構築

校長のリーダーシップの下、教職員や専門能力スタッフが自らの専門性を十分に発揮し、「チーム学校」としての総合力、教育力を最大化できるような体制を構築する必要があります。

②学校のマネジメント機能の強化

学校が地域とも連携しながら、一つのチームとして機能するように、学校のリーダーシップ機能や学校の企画調整機能、事務体制を強化する必要がある。まあ、学校に関わる全ての職員がチームの一員であるという意識を共有させる必要がある。

③教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

- ・ 人事評価制度の活用
- ・ 教職員表彰制度の活用
- ・ 学校における業務改善の推進
- ・ 教育委員会等による学校への支援の充実

専門スタッフ等

- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールソーシャルワーカー
- ・ 医療的ケアをおこなう看護師
- ・ 特別支援教育支援員
- ・ 言語聴覚士
- ・ 作業療法士
- ・ 理学療法士
- ・ 就職支援コーディネーター
- ・ ICT支援員
- ・ 学校司書
- ・ 部活動外部指導員
- ・ 外国語指導員
- ・ サポートスタッフ（学習、補充学習支援）

所感

子どもの社会環境は変化してきた。かつては地域力、家庭力によって社会人としての基礎づくりがなされてきた。幅広い年代の中で育つ子どもは少なくなってきた。様々な知恵、知識を習う見本が身近にいない子どもが多くなってきた。

様々な人から学ぶ機会と場所を学校に求めていかなければならない時代になりつつある。学校に求められるものがあまりにも多くなってきた。これら全てを教職員に求めることは無理がある。

学校という場所で、地域講師、専門的指導者、おじさん・おばあさんの知恵伝授など、今後、増々必要とされてくる。地域講師、助手、専門的指導者をコーディネートしていく人材育成はできているのか。

子どもの感性を育て、自分探しをしっかりとし、現実と将来をみつめられる子どもの育成に取り組まなければならない。

松阪市の教育における具体的改革をすすめていかなければならない。